

と畜検査 審査基準

【事務の根拠等】

と畜場法（以下「法」という。）

第十四条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

- 2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。
- 3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の手行検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。
 - 二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。
- 4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。
- 6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。
 - 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病
 - 二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常
- 7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、審査請求をすることができない。

第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体によりウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。
- 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。
- 三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

参考条項

第十三条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後一年以上の牛及び馬を除く。)をとさつする場合
 - 二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合
 - 三 獣畜が難産、産褥じよく麻痺ひ又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合
 - 四 その他政令で定める場合
- 2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第一号又は第四号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

【検査手続等】

と畜場法施行令（以下「令」という。）

第六条 法第十四条第五項の政令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛、めん羊及び山羊に係るものとする。

- 2 都道府県知事が法第十四条第五項の規定により行う事務は、次のとおりとする。
 - 一 前項に規定する疾病の有無についての法第十四条第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検査
 - 二 前項に規定する疾病のうち厚生労働省令で定めるものの有無についての法第十四条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査のうち、確認検査（疾病にかかっていることを確認するために高度な方法により行う検査をいう。以下同じ。）を実施する必要があるものを発見するために簡易な方法により行う検査

3 厚生労働大臣が法第十四条第五項の規定により行う事務は、第一項に規定する疾病の有無についての法第十四条第三項の規定による検査（前項第二号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての検査にあつては、確認検査に限る。）とする。

4 前二項の規定にかかわらず、確認検査（当該確認検査の結果の判断に係る部分を除く。以下この項において同じ。）を適確に実施するに足る技術的能力を有すると厚生労働大臣が認める都道府県においては、前項の規定により厚生労働大臣が行うこととされている確認検査を都道府県知事が行うことができる。

第七条 法第十四条の規定による検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

第八条 法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。

2 前項の検査の事務に従事する者は、清潔な器具を用い、必要に応じ、手指、器具等の洗浄又は消毒を行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

第九条 都道府県知事は、法第十四条第三項の規定による検査を行つたとき（同条第五項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が検査を行つたときを含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、検査に合格した肉、内臓及び皮に検印を押さなければならない。

参考条項

第四条 法第十三条第一項第四号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができるのは、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合

二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合

【申請書に記載すべき事項等】

と畜場法施行規則

第十四条 法第十四条第六項第二号又は第三号に規定する疾病又は異常は、別表第三のとおりとする。

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 二 とさつしようとする年月日(法第十三条第一項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、解体しようとする年月日)
 - 三 検査を受けようとする獣畜(牛を除く。)の種類、性別、品種、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び産地並びに牛にあつては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規定するものをいう。)
 - 四 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報
 - 五 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況
 - 六 法第十三条第一項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所をとさつした理由、日時及び場所
- 2 令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。
- 一 診断又は検案の年月日時
 - 二 死亡年月日時(不明のときは、推定年月日時)
 - 三 獣畜(牛を除く。)の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴
 - 四 病名及び主要症状(死体検案書にあつては、主要症状にかえて死体の状態)
 - 五 診断又は検案した獣医師の住所及び氏名

第十六条 法第十六条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる措置によるものとする。

- 一 法第十四条第一項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき とさつの禁止
- 二 法第十四条第二項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 解体の禁止
- 三 法第十四条第三項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 別表第五の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な

措置

- 四 獣畜が法第十四条第六項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、ウイルスを伝染させるおそれがあると認めるとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、ウイルスに汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他ウイルスの伝染を防止するために必要な措置

第十七条 令第九条の規定により検印を押す場合は、別表第六により、獣畜の種類に応じ、様式第一号の検印を押さなければならない。

別表第三

Q熱、悪性水腫^{しゅ}、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症^{のう}、敗血症、尿毒症、黄疸^{だん}、水腫^{しゅ}、腫瘍^{しゅよう}、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮^い、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

別表第四

牛疫、牛肺疫、口蹄疫^{てい}、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽^そ、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽^そ、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、ブルータング、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、牛白血病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛丘疹^{しん}性口炎、牛流行熱、類鼻疽^そ、破傷風、気腫疽^{しゅそ}、レプトスピラ症、サルモネラ症、牛カンピロバクター症、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、馬モルビリウウイルス肺炎、馬痘、野兔病^と、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、仮性皮疽^そ、小反芻^{すう}獣疫、伝染性膿疱^{のうほう}性皮膚炎、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、トキソプラズマ病、疥癬^{かいせん}、山羊痘、山羊関節炎・脳脊髄炎^{せき}、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎^{せき}、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹^{ほうしん}、豚流行性下痢、萎縮性鼻炎^い、豚丹毒、豚赤痢、Q熱、悪性水腫^{しゅ}、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症^{のう}、敗血症、尿毒症、黄疸^{だん}(高度のものに限る。)、水腫^{しゅ}(高度のものに限る。)、腫瘍^{しゅよう}(肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。)、旋毛虫病、有鉤囊虫症^{こうのう}、無鉤囊虫症^{こうのう}(全身にまん延しているものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれがあるものに限る。)、熱性諸症(著しい高熱を呈しているものに限る。)、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)





別表第五

疾病又は異常	部分
別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症	当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 寄生虫を分離できない部分及び住肉胞子虫症にあつては血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発性化膿性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器
変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)	当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器 当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮

別表第六

獣畜の種類	検印を押さなければならない部分
牛、馬、めん羊及び山羊	(肉)背(外部) (内臓)心臓、肺臓、肝臓、胃又は腸のうちいずれかの部位 (皮)尾根(内側)。ただし、食用に供しないことが明らかな場合は、押すことを要しない。
豚	(肉)背(外部)。ただし、湯はぎ法により処理した場合は、当該部位の皮に押すこと。 (内臓)心臓、肺臓、肝臓、胃又は腸のうちいずれかの部位 (皮)尾根(内側)。ただし、湯はぎ法により処理した場合又は食用に供しないことが明らかな場合は、押すことを要しない。

様式第一号(第十七条関係)

めん羊及び山羊	豚	馬	牛	獣畜の種類
				様式
<p>直径四センチメートルの円に内接する正六角形とする。</p>	<p>直径四センチメートルの円形とする。</p>	<p>横四センチメートル、縦五センチメートルの長方形とする。</p>	<p>横径六・六センチメートル、縦径四センチメートルのだ円形とする。</p>	備考

(注)と畜場番号は、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)の定めるところによるものとする。

【申請書様式】

と畜場法施行細則

第十七条 令第七条に規定する申請書は、別記第十一号様式から第十三号の二様式までのとおりとする。

第11号様式(第17条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

〔 法人の場合は、その名称・主たる事
務所の所在地・代表者の氏名 〕

検 査 申 請 書

下記のとおり、と畜場において検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により申請します。

記

番 号	獣畜の 種 類	性 別	品 種	年 齢 (不明のときは、推定年齢)	特 徴	産 地	生産者の住所・氏名	獣畜の 病歴	動物用医 薬品等の 使用の状 況	備 考

(日本産業規格A列4番)

東京都知事	殿		年	月	日						
		住所 氏名									
		年 月 日生									
		〔 法人の場合は、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名 〕									
検 査 申 請 書 (牛)											
下記のとおり、と畜場において検査を受けたいので、と畜場法施行令第 7 条の規定により申請します。											
記											
番 号	性 別	品 種	月 齢	出 生 の 年 月 日	特 徴	産 地	個 体 識 別 番 号	生 産 者 の 住 所 ・ 氏 名	獣 畜 の 病 歴	動 物 用 医 薬 品 等 の 使 用 の 状 況	備 考

(日本産業規格 A 列 4 番)

第12号様式(第17条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称・主
たる事務所の所在地・代表者
の氏名〕

検 査 申 請 書

下記のとおり、と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜についてと畜場において検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により、申請します。

記

獣畜の 種 類	性 別	品 種	年 齢 〔不明のとき は、推定年齢〕	特 徴	産 地	畜主住所 氏名	獣畜の 病歴	動物用医薬 品等の使用 の状況

と さ つ 理 由

と さ つ 日 時 年 月 日 午前 午後 時 分

と さ つ 場 所

添付書類

死亡診断書又は死体検案書

(日本産業規格A列4番)

第13号様式(第17条関係)

	年 月 日						
東京都知事 殿							
	住所 氏名						
	年 月 日生						
	〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕						
検 査 申 請 書							
<p>下記のとおり、と畜場法施行令第4条第2号の規定によりと畜場以外の場所できつする 獣畜について検査を受けたいので、同令第7条の規定により申請します。</p>							
記							
獣畜の 種類	性別	品 種	年 齢 〔不明のときは、推定年齢〕	産 地	畜主住所 氏名	獣畜の 病歴	動物用医薬 品等の使用 の状況
とさつ日時		年 月 日		時 分			
とさつ場所							

(日本産業規格A列4番)

【手数料】

東京都福祉保健局関係手数料条例

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

別表（一部抜粋）

事務	名称	額	徴収時期
十三 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づく事務			
ハ と畜場法第十四条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料		検査を受けようとするとき。
	牛、馬	一頭につき千二百円	
	こ牛、豚	一頭につき三百十円	
	めん羊、山羊	一頭につき二百四十円	